

## 大規模災害時における緊急避難場所の確保及び航空機燃料の供給に関する協定

高知県（以下「甲」という。）と入交石油株式会社（以下「乙」という。）は、大規模地震発生直後の緊急避難場所の確保及び応急期における航空機燃料の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、大規模地震に伴い発生することが想定される津波被害から、乙の職員及び給油車両を保護するための緊急避難場所を確保するとともに、乙が管理する給油施設及び給油車両（以下「給油施設等」という。）に備蓄されている航空機燃料を甲が指定するヘリコプターに供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （緊急避難場所の確保）

第2条 甲は、大規模地震に伴い津波被害が想定される場合で、乙から職員及び給油車両の避難受入れの要請があったときは、業務に支障のない範囲で高知県消防防災航空センターの庁舎及びノースエプロンを緊急避難場所として提供する。

2 乙の職員及び給油車両の避難にあたっては、ヘリコプターの移動や離着陸に注意し、安全を確認して行うものとし、手順及び給油車両の駐車位置等については、甲と乙が協議して別に定める。

### （航空機燃料の供給）

第3条 乙は、給油施設等に備蓄されている航空機燃料について、甲から供給の要請があったときは、可能な範囲でこれに応じるものとする。

2 供給に係る燃料単価は年度当初に甲と乙で締結している物品売買単価契約書の契約単価を適用する。

### （給油用資機材）

第4条 乙は、航空機燃料の給油に必要な資機材をあらかじめ準備しておくものとする。

2 甲は、乙があらかじめ準備する資機材の保管場所を提供するとともに、日常点検で使用する甲所有の資機材の使用を認めるものとする。

### （協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかからも申出がない場合は、本協定は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

### （協定外の事項）

第6条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲と乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を所有する。

令和3年11月12日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号  
高知県  
知 事 

乙 高知県高知市中の島2番89号  
入交石油株式会社  
代表取締役社長 